

平成 30 年 5 月 26 日
予 報 部

平成 30 年 5 月 25 日 21 時 13 分頃の長野県北部の地震に伴う

大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

平成 30 年 5 月 25 日 21 時 13 分頃の長野県北部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった長野県栄村について、大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 30 年 5 月 25 日 21 時 13 分頃の長野県北部の地震により、長野県栄村で震度 5 強を観測しました。

栄村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、長野地方気象台が発表する大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準：通常基準の 8 割 暫定基準を設ける市町村：長野県栄村

【参考】平成 29 年 6 月 25 日に発生した長野県南部の地震による暫定基準を継続している長野県内の市町村

暫定基準：通常基準の 8 割

暫定基準を設けている市町村：木曽町※、王滝村※

※これら市町村の暫定基準は 5 月 30 日 13 時をもって廃止し、通常基準とする予定です。（5 月 23 日 長野地方気象台報道発表）

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問合せ先：予報部 予報課 気象防災推進室 担当 板井・吉田

電話 03-3212-8341（内線 3125・3189） FAX 03-3211-8303